

桶川市第三次
DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画
【概要版】



桶川市マスコットキャラクター
「オケちゃん」

令和4年3月
桶川市

計画の将来像

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

基本目標1 DVを許さない啓発の充実

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を許さない社会を構築するためには、人権尊重の意識を高められるよう様々な年齢層に対し、人権教育に取り組む必要があります。

誰もが被害者、加害者、傍観者にならないよう、あらゆる年齢層がDVやデートDVを正しく認識し、身近な問題として考えられる機会をつくるなど、DVを防止するための環境づくりにつながる取組を行います。

【施策1】人権尊重の啓発

- ①人権尊重の意識啓発
- ②人権教育の推進

【施策2】DV防止の啓発

- ①DV防止の意識啓発
- ②若年層への意識啓発

基本目標2 相談体制の強化

DV被害者が一人で悩まず、早期の段階で安心して支援や助言を受けることができるよう、相談窓口及び各種制度の周知、相談環境の整備を行います。

また、DVを発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもと、早期発見や情報提供により、DV被害者と相談機関が繋がられるよう、庁内外での連携強化を図ります。

特にDVと児童虐待は密接に関連している事例が多いことから、DV対応と虐待対応の関係部署や機関については、一層の連携強化を行います。

【施策1】相談窓口の周知

- ①相談窓口や各種制度の情報提供
- ②DV相談の周知

【施策2】DVの早期発見

- ①相談窓口等からの早期発見
- ②児童虐待担当との連携
- ③地域との連携

【施策3】DV相談体制の充実

- ①誰もが安心して相談できる環境づくり
- ②担当職員の資質向上

基本目標3 被害者への支援の充実

被害者から相談を受けた時に、最も重要なのが被害者やその家族の安全確保です。

被害者の支援にあたっては、DV被害者の状況を把握し、被害者の意思や意向を尊重し、よりの確な支援を行います。

また、様々な理由により現状に留まる被害者についても、継続的に支援を行います。

【施策1】被害者の安全確保

- ①緊急時における被害者等の安全確保 ②同行支援 ③保護命令に関する助言

【施策2】被害者の個人情報保護

- ①住民基本台帳事務に係る支援措置 ②被害者情報の保護

【施策3】被害者の自立支援

- ①自立に必要な支援 ②心身の回復に関する支援 ③継続的な支援

基本目標4 子どもへの支援の充実

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります、子どもが見ている前で行われるDVを「面前DV」といい、子どもへの心理的虐待にあたります。

DVによる児童虐待を早期発見するために、関係機関と連携して情報を共有し、適切な支援を行うために、子どもへの見守りと心身のケアを継続的にを行います。

【施策1】児童虐待の早期発見

- ①児童虐待担当との連携 ②関係職員の資質向上

【施策2】子どもの見守り体制

- ①保育・就学等の支援 ②継続的な見守り ③心身の回復に関する支援《再掲》

基本目標5 関係機関との連携強化

被害者への適切な支援を行うため、安全の確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。

そのため、関係各課や関係機関と情報共有や連携を図り、より効果的な支援を継続的にを行います。

【施策1】庁内での連携強化

- ①市における体制の整備

【施策2】関係機関との連携強化

- ①関係機関、関係団体との連携・協力

【施策3】要保護児童対策地域協議会との連携

- ①要保護児童対策地域協議会との連携

DVに関する相談窓口

市の相談窓口 ☎048-788-4908

- ・女性相談【予約制】 毎月第2・4（月）10：00～16：00
- ・DV相談（月）～（金）8：30～17：15（12/29～1/3、祝日を除く）

国・県の主な相談窓口

- ・DV相談ナビ+（プラス） ☎0150-279-889 24時間対応
- ・WithYou さいたま相談室 ☎048-600-3800（月）～（土）10：00～20：30

（第3木曜日、12/29～1/3、祝日を除く）

緊急時は迷わず

110番へ

1 計画の趣旨

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、家庭内で行われることが多く、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

また、DVの被害者は女性であることが多く、その背景には、男女の固定的性別役割分担意識、経済力の格差、女性の人権の軽視など、社会的、構造的な問題があり、男女共同参画社会を推進する上でも大きな課題となっています。

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づき、平成29年に策定した「桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」（第二次計画）の計画期間が令和4年3月に満了することに伴い、社会情勢の変化、第二次計画の進捗状況や課題を検証し、今後も引き続きDV対策の更なる充実・推進を図るために策定しました。

2 計画の位置づけと性格

- (1) 本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- (2) 本計画は、DV防止法第2条の2第1項の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ法第2条の3第1項の埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を勘案した計画です。
- (3) 本計画は、「桶川市第四次男女共同参画基本計画」の基本目標3「一人ひとりの人権が尊重された社会づくり」の施策の柱1「あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進」に関する具体的な実行計画です。
- (4) 本計画は、平成29年度に実施した「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や「桶川市男女共同参画審議会」の意見を尊重した上で、パブリック・コメントを実施し、策定しました。

3 計画の期間

- (1) 本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
- (2) DV防止法や基本方針の見直しが行われた場合など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うこととします。

発行：桶川市企画財政部人権・男女共同参画課

〒363-8501

桶川市泉1丁目3番28号

電話 048(788)4907 F A X 048(787)5409

<https://www.city.okegawa.lg.jp>

計画は市のホームページで確認できます⇒

